

○岡山市立高等学校の通学区域に関する規則

平成10年10月27日

市教育委員会規則第13号

改正 平成12年1月25日市教育委員会規則第2号

平成14年2月19日市教育委員会規則第4号

平成23年10月25日市教育委員会規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、高等学校教育の普及及びその機会均等を図るため、岡山市立高等学校の通学区域について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「高等学校」とは、岡山市立高等学校をいう。

2 この規則において「学区」とは、通学区域をいう。

3 この規則において「保護者」とは、子に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは未成年後見人をいう。

4 この規則において「現住所」とは、生活の本拠として現に常住する場所をいう。

(学区)

第3条 高等学校の学区は、岡山県内全域とする。

(出願)

第4条 高等学校に入学（転学及び編入学を含む。）しようとする者は、入学を出願しなければならない。

2 高等学校に出願することができる者は、本人及び保護者の現住所が学区内にある者とする。

3 前項の規定にかかわらず、本人又は保護者の現住所が学区内にないことについてやむを得ない事由があると認められる者は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を得て高等学校に出願することができる。

(通学)

第5条 高等学校に通学することができる者は、本人及び保護者の現住所が学区内にある者とする。ただし、前条第3項の許可を受けた者は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、やむを得ない事由により在籍中に本人又は保護者が学区外に現住所を有するに至った場合は、教育委員会の許可を得て通学することができる。

(許可等の手続)

第6条 第4条第3項及び前条第2項に規定する許可を受けようとする者は、学区外出願(通学)許可申請書を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、書面によりその結果を申請者に通知するものとする。

(違反者に対する措置)

第7条 校長は、第4条の規定に違反して出願をしている者については、入学を許可してはならない。

2 校長は、第5条の規定に違反して通学をしている者の学籍を除くことができる。

(事務決裁等)

第8条 校長は、第4条第3項及び第5条第2項に規定する許可について、専決処理することができる。

2 校長は、前項の規定により専決処理したときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、高等学校の学区について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際に現に岡山市立高等学校に在籍している者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年市教育委員会規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年市教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年市教育委員会規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。